

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱

（通則）

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制（太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用できると認められるもの（以下「再生可能エネルギー」という。）の開発又は利用及びエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制するエネルギー使用の合理化（以下「省エネルギー」という。）又は二酸化炭素排出量がより少ない燃料への転換を行うもの）に限り、かつ、海外で行う場合にあっては、我が国のエネルギーの利用の制約の緩和に資するものに限る。）のための事業であり、経済性の面で自主的取組だけでは進まないことに鑑み、第4条に規定する各種事業を実施する事業者に対し、事業実施に必要な経費の一部を国が補助することにより、地球環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「技術開発」とは、地球温暖化対策の分野において実現可能性、汎用性及び経済効率性が見込まれる技術を開発することをいい、これに付随する技術の開発及び調査研究、これらの技術の成果の普及及び関連情報の収集のための事業を含む。
- 二 「CER」とは、マラケシュ合意に規定する認証された排出削減量（吸収源CDMによるクレジットを除く。）をいう。
- 三 「ERU」とは、マラケシュ合意に規定する認証された共同実施によって生じた排出削減量をいう。
- 四 「試行排出量取引スキームの排出枠」とは、我が国の内閣に設置した地球温暖化対策推進本部で決定した、排出量取引の国内統合市場の試行的実施のうち、試行排出量取引スキームにより発行される排出枠をいう。
- 五 「フロン冷媒冷凍等装置」とは、冷媒としてフロン類（クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）及びハイドロフルオロカーボン（HFC）をいう。）を冷媒として使用した冷凍・冷蔵・空調装置をいう。
- 六 「自然冷媒冷凍等装置」とは、フロン冷媒冷凍等装置以外の冷凍・冷蔵・空調装

置であって、二酸化炭素、アンモニア、水又は空気等、もともと自然界に存在する物質を冷媒として使用した冷凍・冷蔵・空調装置をいう。

七 「小規模地方公共団体」とは、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市及びこれらが加入する特別地方公共団体以外の地方公共団体をいう。なお、本交付要綱における特別地方公共団体は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に定める地方公共団体の組合をいう。

八 「ガスコージェネレーションシステム」とは、ガスで発電すると同時に廃熱を給湯、空調等に利用するシステムのことをいう。

九 「マイカー規制」とは、自然環境の保全及び適正な利用環境の確保のため、国立公園の核心地域等へ通じる道路において利用者の自家用車（マイカー）等の乗り入れを規制し、代替の公共交通機関等による利用を誘導する取り組みをいう。

（交付の対象）

第4条 環境大臣及び地方環境事務所長（以下「大臣等」という。）は、第2条の目的を達成する以下の事業に要する経費のうち、補助金の対象として大臣等が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、エネルギー対策特別会計の予算の範囲内において補助金を交付する。

一 地域活動支援・連携促進事業

地球温暖化防止に関する社会貢献活動を行う民間非営利組織（NPO）が、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第24条に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）とともに各種団体等と共同の事業体（以下「コンソーシアム」という。）を構築し、地域センターの活動区域内において行う地球温暖化防止活動であって、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制に直接的に資するための事業

二 温泉エネルギー活用加速化事業

ア 温泉発電設備補助事業

（ア）温泉の熱を用いて発電を行う設備を整備する事業

イ 温泉施設における温暖化対策事業

（ア）温泉水を熱源とするヒートポンプ設備を整備する事業

（イ）温泉に付随する可燃性天然ガスを熱源とするボイラー等設備を整備する事業

（ウ）温泉に付随する可燃性天然ガスを熱源とするコージェネレーション設備を整備する事業

三 先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減設備補助事業

業務ビル等において、市場メカニズムの活用により、先進的な設備導入と運用改善を促進し、効率的にCO2排出量を大幅に削減する事業

四 小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業

シェアード・セイビングス・エスコ事業を用いて、小規模地方公共団体の施設の高いレベルでの省エネ化を行う事業

五 省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業

フロン冷媒冷凍等装置と比較して、エネルギー起源二酸化炭素の排出の少ない自

然冷媒冷凍等装置の設備整備を行う事業

六 地球温暖化対策技術開発・実証研究事業（競争的資金）

早期に実用化が必要かつ可能なエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制技術のうち現状取組が不足している技術を開発する事業

七 マイカー規制による低炭素化促進事業

ア マイカー規制において乗り入れを行うバス・タクシーなどの代替交通手段に使用される車両について、より低炭素化となる車両の導入事業（以下「車両導入事業」という）及び当該車両に対応する燃料供給設備の整備事業（以下「燃料供給設備事業」という）

イ マイカー規制地域において代替交通への乗り換え基地における、マイカーに対する充電設備の整備事業（以下「充電設備整備事業」という）

八 病院等へのコージェネレーションシステム緊急整備事業

医療施設又は福祉関係施設に対する都市ガス又はLPGを使用したガスコージェネレーションシステムの導入を支援する事業

九 自然共生型地熱開発のための掘削補助事業

景観や温泉等の自然環境に配慮した地熱発電を導入するために、地域のステークホルダーとの緊密な情報・意見交換を行う場を創設しつつ、井戸の掘削を行う民間事業者に対して支援を行う事業

十 再生可能エネルギー出力安定化のための蓄電池導入促進事業

再生可能エネルギーの出力安定化・平準化のために大規模蓄電池を導入する事業

2 前項第1号から第10号までの事業に係る補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人（ただし、第1項第八号の事業については、医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人も含む。）

エ 法律により直接設立された法人

オ その他環境大臣が適当と認める者

3 前項の規定に関わらず、第1項第1号の事業にあつては、コンソーシアムの構成員が共同で申請するものとし、そのうち、コンソーシアムに参画する地域センターであつて、当該コンソーシアムにおいて事業運営管理及び経理を担当する幹事団体として指定された地域センターを交付の対象者とする。また、この場合において、当該地域センターを幹事団体、それ以外のコンソーシアムの構成員を共同事業者という。

4 第1項第3号から第10号の事業にあつては、2者以上の事業者が共同で事業を実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を交付の対象者とする。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。

- 5 第1項第6号の事業を共同で実施する場合、共同事業者になりうる者は個人で技術開発を実施する者も認められる。
- 6 他の法令及び予算に基づく補助金等（適化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて行われる事業、第1項第6号の事業にあつては既に行われた技術開発の事業については、交付の対象としない。
- 7 第1項の事業の実施に関して必要な細目は、別に定める実施要領によるものとする。

（交付額の算定方法）

第5条 この補助金の交付額は以下の各項に定める方法により算出するものとし、交付額の算定に当たって、当該補助事業における仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等相当額」という。））があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

2 前条第1項第1号の事業

- 一 総事業費から事業内容が重複する他の委託事業費や寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定する。
- 三 前号で選定された額と、一により算出された額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 前条第1項第2号ア、イの（イ）及びイの（ウ）の事業

- 一 事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定すること。
- 三 前号で選定された額と、一により算出された額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容については別表第2を参照すること。

4 前条第1項第2号イの（ア）の事業

- 一 事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定すること。
- 三 前号で選定された額と、一により算出された額とを比較して少ない方の額に、3分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容については別表第2を参照すること。

5 前条第1項第3号の事業

- 一 事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定すること。
- 三 前号で選定された額と、一により算出された額とを比較して少ない方の額に、3分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容については別表第2を参照すること。

6 前条第1項第4号の事業

- 一 事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定し、その選定された額に2分の1を乗じて得た額を算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容については別表第2を参照すること。
- 三 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費から光熱費の削減見込みを考慮して実施要領に定める算出方法により算定される額を控除した額を算出し、第一号及び前号により算出された額とをそれぞれ比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

7 前条第1項第5号の事業

- 一 事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費について、自然冷媒冷凍等装置導入に必要な費用と比較対象フロン装置導入に必要な費用との差額に、必要に応じて撤去既存装置残存価額を加算して算出し、第3欄の基準額と比較して少ない方の額を選定する。なお、別表第1の第2欄に掲げる「必要な費用」の内容については、別表第2を参照すること。
- 三 第一号により算出された額と前号により算出された額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 四 前号により選定された額に、3分の1を乗じて得た額を算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

8 前条第1項第6号の事業

- 一 事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定する。
- 三 前号で選定された額と、一により算出された額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容について

ては別表第2を参照すること。

9 前条第1項第7号の事業

- 一 事業ごとに総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定すること。
- 三 前号で選定された額と、一により算出された額とを比較して少ない方の額に、3分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容については別表第2を参照すること。

10 前条第1項第8号の事業

- 一 事業ごとに総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定すること。
- 三 前号で選定された額と、一により算出された額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容については別表第2を参照すること。

11 前条第1項第9号の事業

- 一 事業ごとに総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定すること。
- 三 前号で選定された額と、一により算出された額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容については別表第2を参照すること。

12 前条第1項第10号の事業

- 一 事業ごとに総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定すること。
- 三 前号で選定された額と、一により算出された額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容については別表第2を参照すること。

(申請手続)

第6条 この補助金の交付申請は、次により行うものとする。

- 一 適化法第26条第1項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を地方環境事務所長が行う場合

第4条第1項各号に掲げる事業を実施しようとする者（以下「事業実施者」という。）のうち、同項第1号、第4号及び第5号に掲げる事業について申請する場合

には様式第 1 による交付申請書を地方環境事務所に提出して行うものとする。

二 前号以外の場合

事業実施者は、様式第 1 による交付申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

(交付決定の通知)

第 7 条 大臣等は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第 2 による交付決定通知書を事業実施者に送付するものとする。その際は当該消費税等相当額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第 8 条 事業実施者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して 15 日以内にその旨を書面で大臣等に申し出なければならない。

(契約等)

第 9 条 事業実施者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 事業実施者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとするときは、この要綱の各条項を内容とする契約を締結し、大臣等に届け出なければならない。

(変更申請の承認)

第 10 条 事業実施者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第 3 による申請書を大臣等に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第 11 条 事業実施者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第 4 による申請書を大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。

一 事業内容の変更をしようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

二 別表第 1 の第 2 欄に定める対象経費相互間の経費の配分の変更（変更前のそれぞれの配分額の 15% 以内の変更を除く。）をしようとするとき。ただし、前号の事業内容の変更に伴い経費の配分変更をする場合は、事業内容の変更の手続をもって、これに替えるものとする。

2 大臣等は前項の承認をする場合には、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 事業実施者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第5による申請書を大臣等に提出して承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第13条 事業実施者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第6による報告書を大臣等に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合は、この限りでない。

(状況報告)

第14条 事業実施者は、補助事業の遂行又は支出状況について大臣等の要求があったときは、遅滞なく様式第7による状況報告書を大臣等に提出しなければならない。

(補助事業者の合併・分割又は名称若しくは住所の変更)

第15条 事業実施者は、補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割又は名称若しくは住所の変更が生じたときは、遅滞なく大臣等に報告しなければならない。

(実績報告書)

第16条 事業実施者は、補助事業を完了したとき（第12条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業を完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第8による報告書を大臣等に提出しなければならない。

2 事業実施者は、第5条第1項ただし書の定めるところにより交付額を算出した場合において、実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 大臣等は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第9による交付額確定通知書により事業実施者に通知するものとする。

2 大臣等は、事業実施者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

4 大臣等は、前項の返還期限内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に

係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第18条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。

2 事業実施者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10による請求書を大臣等に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第19条 大臣等は、第12条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- 一 事業実施者が、適化法、適化法施行令その他の法令若しくは本要綱の規定に違反したことにより大臣等の指示を受け、この指示に従わない場合
- 二 事業実施者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 事業実施者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合

2 大臣等は、前項の規定により交付決定の取り消しを行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣等は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除きその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第17条第3項及び第4項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第20条 事業実施者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 事業実施者は、取得財産等について、様式第11による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

3 大臣等は、事業実施者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第21条 取得財産等のうち、適化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき環

境大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 適化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間とする。
- 3 事業実施者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成 20 年 5 月 15 日付け環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に定める別紙様式 1 による申請書を大臣等に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、財産処分承認基準に定める包括承認事項に係るものであって、財産処分承認基準に定める別紙様式 2 を大臣等に報告し、受理されたものについては、大臣等の承認があったものとして取り扱うものとする。
- 4 前条第 3 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 前項の納付については、第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

（補助金の経理等）

- 第 22 条 事業実施者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、支出額について、その支出内容を証する書類を整備しておかなければならない。
- 2 事業実施者は、前項の帳簿その他の証拠書類を補助事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。
 - 3 大臣等は、必要があると認めるときは、事業実施者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

（消費税額等の確定）

- 第 23 条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第 12 により速やかに大臣等に報告しなければならない。なお、大臣等は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還を命ずるものとする。
- 2 前項の納付については、第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

（補助事業の表示）

- 第 24 条 補助事業により整備された施設、機械器具及び車輛には、環境省補助事業である旨、明示しなければならない。

（標準処理期間）

- 第 25 条 大臣等は、第 6 条又は第 10 条に規定する申請書が到着した日から起算して、原則として 2 か月以内に交付の決定を行うものとする。

(知的財産権の譲渡)

第26条 事業実施者が技術開発の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行われなければならない。

(知的財産権の届出)

第27条 事業実施者は、事業実施者又は前条に規定する知的財産権を受ける権利の譲渡を受けた者が技術開発事業で得られた成果に関して特許権等の知的財産権を得た場合には、特許公報その他の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、その設定の日から起算して10日以内に、その旨を大臣等に届け出なければならない。

(収益納付)

第28条 大臣等は、事業実施者がこの補助事業の成果によって相当の収益があったと認められる場合には、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。

(先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減設備補助事業に係る排出枠の交付等)

第29条 環境大臣は、第4条第1項第3号の先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減設備補助事業の事業実施者（以下この条において「目標保有者」という。）に対し、平成25年4月に排出枠を交付する。ただし、第5項による基準年度の排出量の確定がなされていない場合を除く。

- 2 排出枠は、二酸化炭素が有する温室効果に換算した1トン単位として、環境大臣の管理する電子的な登録簿（以下この条において「登録簿」という。）において記録されるものであり、登録簿に保有口座を有する者の間で取引することが可能である。
- 3 第1項の排出枠の交付は、登録簿における目標保有参加者の保有口座に排出枠を記録することによって行う。
- 4 第1項により排出枠を交付する量は、設備整備を行う事業場（以下この条において「対象事業場」という。）における平成21年度から平成23年度まで（排出量データの入手可能性等の理由から排出量の算定が困難である年度及び基準とすることが適当でない年度を除く。以下この条において「基準年度」という。）の間の年間平均の二酸化炭素の排出（他人から供給された電気又は熱を使用することを含む。）の量から、目標保有者が第6条第1項に基づく交付申請書において平成25年度の二酸化炭素排出削減目標量として記載した量を差し引いた量とすることを原則とする。
- 5 目標保有者は、基準年度の各年度の対象事業場における二酸化炭素の排出量を算定し、環境大臣が指定する検証機関の検証を受け、当該排出量を確定させなければならない。当該検証の結果については、検証機関から環境省に報告がなされるものとする。
- 6 目標保有者は、平成25年度終了後、当該年度の対象事業場における二酸化炭素の排出量を算定し、環境大臣が指定する検証機関の検証を受け、当該排出量を確定させなければならない。当該検証の結果については、検証機関から環境省に報告がなされ

るものとする。

- 7 目標保有者は、平成25年度終了後、前項の検証を経て確定させた当該年度の対象事業場の二酸化炭素の排出量と同量の排出枠を償却しなければならない。償却は、登録簿において、制度参加者の保有口座から償却口座に排出枠を移転することにより行う。
- 8 前項の場合において、目標保有者は、排出枠に替えて、CER及びERUを償却に用いることができる。
- 9 前各項の実施に関して必要な細目は、別に定める。

(その他)

第30条 第4条に規定する各種事業については、今後、経済性の面で採算がとれることとなった場合には、その内容を見直すこととする。

第31条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境大臣が別に定める。

(附則) この要綱は平成24年4月5日から施行する。

別表第1

1 事業区分	2 補助対象経費	3 基準額
地域活動支援・連携促進事業	事業を行うために必要な人件費及び業務費（共済費、旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費、委託料及び備品購入費）並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	大臣等が必要と認めた額
温泉エネルギー活用加速化事業	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	
先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減設備補助事業	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	
小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	
省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業	省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入事業を行うために必要な費用と当該装置と同等の冷却能力を有するフロン冷媒冷凍等装置の導入事業を行うために必要な費用との差額の経費。 ここで「必要な費用」とは、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費をいう。 なお、省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入に伴い撤去し、廃棄する既設の冷凍等装置がある場合には、既設の冷凍等装置の残存価額（法定耐用年数経過後は取得価額の10%、経過以前減価償却費を差し引いた額とする。）を上記差額の経費に加算することができる。	
地球温暖化対策技術開発・実証研究事業（競争的資金）	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	
マイカー規制による低炭素化促進事業	車両本体価格、各整備事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	
病院等へのコージェネレーションシステ	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費並びにその	

ム緊急整備事業	他必要な経費で環境大臣が承認した経費	
自然共生型地熱開発のための掘削補助事業	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	
再生可能エネルギー出力安定化のための蓄電池導入補助事業	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	

別表第2 第4条第1項第2号から第10号の各事業に係る補助対象経費（第5号に関しては「必要な費用」）の内容

1 区分	2 費 目	3 細 分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。 本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。 事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）

		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

事務費	事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料及び備品購入費をいい、内容については別表 3 に定めるものとする。 事務費は、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。 <table data-bbox="456 622 1412 994"> <tr> <th data-bbox="456 622 520 712">号</th><th data-bbox="520 622 1200 712">区 分</th><th data-bbox="1200 622 1412 712">率</th></tr> <tr> <td data-bbox="456 712 520 808">1</td><td data-bbox="520 712 1200 808">5,000万円以下の金額に対して</td><td data-bbox="1200 712 1412 808">6. 5 %</td></tr> <tr> <td data-bbox="456 808 520 902">2</td><td data-bbox="520 808 1200 902">5,000万円を超え 1 億円以下の金額に対して</td><td data-bbox="1200 808 1412 902">5. 5 %</td></tr> <tr> <td data-bbox="456 902 520 994">3</td><td data-bbox="520 902 1200 994">1 億円を超える金額に対して</td><td data-bbox="1200 902 1412 994">4. 5 %</td></tr> </table>	号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6. 5 %	2	5,000万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5. 5 %	3	1 億円を超える金額に対して	4. 5 %
号	区 分	率												
1	5,000万円以下の金額に対して	6. 5 %												
2	5,000万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5. 5 %												
3	1 億円を超える金額に対して	4. 5 %												

別表 3

1 区分	2 費 目	3 細 目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		備品購入費		この費目から支弁される事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。